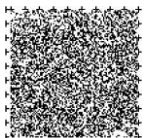


令和5年8月28日

令和5年度第3回

世田谷区障害者施策推進協議会

(注意) 一部、音声コードによる音声と文章が
一致しないことがあります。ご了承ください。



午後7時開会

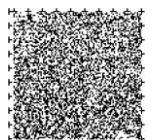
○障害施策推進課長 本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより令和5年度第3回目の世田谷区障害者施策推進今日議会を開催いたします。どうぞよろしく申し上げます。

私は、事務局を務めます障害施策推進課長です。開会に当たりまして、最初に障害福祉部長より御挨拶申し上げます。

○障害福祉部長 皆様こんばんは、障害福祉部長と申します。本日も、まだお暑い中で、お越しいただきましてありがとうございます。コロナの状況、前回、前々回とありますが、大分落ち着いてきたようなところが、また夏に向けて大分上がって、ただ、以前のように行動制限をされるとかいったことはなく過ごせている夏なのかなと思います。ただ、暑さのほうが本当に一層厳しくて、なかなか台風とか豪雨とか、たまたま台風はそれでしたが、あれがそれずに直撃したらどうだったかなとか、ちょっといろいろなことを考えるような夏だったのかなと思います。

そんな中で、我々のほうで、この間皆さんとも情報交換、意見交換させていただいて、本日の協議事項でもあるせたがやインクルージョンプランが取りあえず素案の形にまでなりました。大分形は整ってきたかと思いますが、まだこの後、数字が入ったり、御意見をいただいて文言を修正したりという形で、施策の方向をいま一度見詰め直すところもございますので、今日も忌憚なく御意見をいただければと思っております。

その他、報告案件で、少し手話言語条例の部分についてもございますので、そうしたところも踏まえて本日もよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。



○障害施策推進課長 それでは、最初に委員の御紹介と出欠の確認をさせていただきます。本日もオンラインと会場のハイブリッドで行いますが、オンラインの皆様、このぐらいの音声で大丈夫でしょうか、今届いていますでしょうか。ありがとうございます。気をつけてしゃべっていきます。

それでは、委員の御紹介ですが、今回新たに委員になられた方がいらっしゃるの御紹介いたします。資料1の委員名簿を御覧ください。世田谷区医師会の委員でございます。委員、一言御挨拶をお願いいたします。

○委員 よろしくお願ひします。

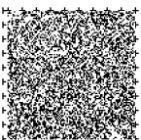
○障害施策推進課長 ありがとうございます。委員の出欠ですが、欠席の連絡が入ってきております。玉川医師会の委員、それから玉川砧薬剤師会の委員、それからオブザーバー委員の視力障害者協会、委員から御欠席の連絡をいただいております。25名の御出席ですので、この地域保健福祉推進条例施行規則第6条によって、本協議会は成立しております。

続いて、資料1の裏面には区管理職の一覧も記載してございますので、そちらを御確認いただければと思います。変更はございません。

続いて、配付資料の確認をさせていただきます。資料については事前に送付しましたが、追加の資料を本日、机の上に置いてございます。

(仮称)せたがやインクルージョンプランの素案の冊子と概要版、それぞれ机上のものも御確認いただければと思います。

それ以外の資料について確認します。資料番号で申し上げますと、資料1が先ほどの委員名簿、資料2が「(仮称)せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ー(素案)について」と書いた紙、そして先ほどの冊子が資料2ー1と2ー2となっております。



資料3が「(仮称)世田谷区手話言語条例(素案)について」となります。こちらは3-1で、この条例(素案)をおつけしています。それから資料3-2で素案と骨子案の対照となった表をおつけしています。資料3-3が区民意見等と区の考え方という資料をおつけしています。

それから資料4として、前回第2回の際にいただいた質問及び回答をおつけしておりますので、こちらも御確認いただければと思います。

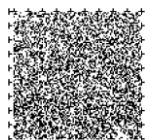
あわせて、第2回目の議事録も参考にお配りしておりますので、こちらも御確認いただければと思います。

以上となりますが、資料に過不足がございましたら最寄りの職員にお声がけください。いかがでしょうか、よろしいでしょうか。それでは、本日の議事に入っております。ここから進行を会長によろしくお願いいたします。

○部会長 部会長です。本当に暑い日が続いていますが、遅い時間にまたお集まりいただきありがとうございます。今までもかなり突っ込んだ議論をしてまいりましたが、そろそろまとめていくような段階かと思えます。今日もよろしくお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。協議事項ということで、(仮称)せたがやインクルージョンプラン(素案)についてということで準備をいただいておりますので、事務局から御説明をお願いいたします。

○障害施策推進課長 資料2を御覧ください。A4縦1枚のものですが、「(仮称)せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画(素案)について」です。1の主旨です。世田谷区地域保健福祉審議会に昨年11月に諮問をして、その中間まとめを受けて、今回、素案を取りまとめたので報告するというものです。2の計画素案というのは別紙2-1、2-2を後ほど御説明い



たします。3が今後の流れですが、これは御確認いただければと思います。4の今後のスケジュールですが、区議会にも御報告しながら、9月が計画素案の御報告となっております。それから10月には地域保健福祉審議会に答申いただきます。その後、年明け、令和6年2月には計画案となっていて、3月に計画策定で、4月からスタートと進んでまいります。

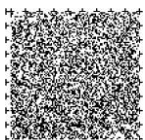
それでは資料を詳しく見てまいります。資料2-1は素案の概要版ですが、今日はこちらではなく、素案の大きい冊子のほうを見ながら少し説明させていただければと思います。資料2-2を御覧ください。差し替えとしてお送りしております冊子になりますが、お分かりでしょうか。2-2の差し替えのほうでございます。これを見ながら少し中身を見ていこうと思います。

まず表紙があって、めくると最初に基本理念がその表紙の裏側に出てまいります。この中で、第3章に出てくるものですが、ここにまず見られる形で置いてみるのはどうかということで置いた形にしております。

それから目次が出てきて、めくると第1章に入っていきます。ページ番号は紙の冊子で言うと真ん中の一番下辺りに振っておりますので、それを見ながら進んでまいります。

第1章、開けると2ページです。計画策定の背景で年表が出てきて、3ページからは障害者権利条約の関係の法の整備などが出てまいります。そういう形で経過が進んで、6ページは(4)障害福祉サービス等の成果目標となっております。厚生労働省からこの計画の成果目標が基本的な指針の中で示されていて、それについて解説しているのが、6ページ、7ページ、こういう内容が入っているということで御覧いただければと思います。

それから、進んで8ページ、計画の趣旨や計画の名称とあります。名称です



が、もう何度か御説明しておりますが、次の計画から、せたがやインクルージョンプランという新しい名称でいくと考えていまして、これについてこの計画の名称という項目で説明しているものです。御確認いただければと思います。

それから9ページ目には、この計画の法的な位置づけ、こういう障害者基本法をはじめとした法律の法定計画としてやっていくということで記載しております。9ページ目下のほうには区の基本計画をはじめとした各計画との関係をイメージとして置きました。

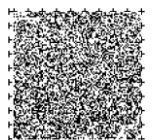
それから10ページ目ですが、区の基本計画の実行指針では、SDGsの関係についても記載してございますので、この辺も今回のインクルージョンプランのほうで、ゴールを記載していきますので、参考に説明をしております。

12ページ目からが第2章、現状や課題、取り巻く状況というところで記載してございます。人口や障害者手帳をお持ちの方の推移が出てまいりますので、御確認いただければと思います。

16ページを御覧ください。これは今回初めてつけているのですが、やはり現在の計画期間、この3年間の中での新型コロナの状況が大きかったかなというところもあって、一つこのページを設けています。今回から出てきている項目です。

それから17ページ以降、前計画、正確には今の計画の実施状況というところで、それぞれ【実施状況】、それから【評価課題】で記載していきます。御確認いただければと思います。その辺が第2章になります。

35ページにお進みください。今の計画の成果目標の実施状況等になります。35ページから、ちょっと説明と幾つか数字の入った表を記載しています。まだ確定した数字が入っていないところもありますが、現計画の実施状況というこ



とで、このように振り返れるような形で構成していきます。

お進みいただいて41ページ目からが第3章、計画がめざす姿となります。

42ページ、基本理念が出てまいります。先ほどの表紙の裏でも書いていたが、今回この基本理念で行くということでもあります。それから43ページには行動コンセプトが出てまいります。こちらあたりは前回の資料と変更はありません。

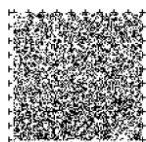
ちょっと進んで47ページを御覧ください。ここからが重点的な取組みとなります。7つの項目をこの計画の重点取組とすると記載してございます。

ほぼ前回どおりですが、51ページ、重点取組6、インクルーシブ教育推進に向けた土台づくりです。【取組の方向性】について少し書きぶりが変わってきておりますので、御確認いただければと思います。教育のほうで別に進んでいる計画の冊子がございますが、そちらを見ながら少し反映させているような文章になっております。

52ページ目からが第4章、施策の取組となります。ちょっと今日、こちらを少しだけ詳しく見ていこうと思うのですが、54ページが中項目の「(1)理解する」とあります。こちらも今、ちょっと薄い字で下線が引いてあるのですが、この辺も少し言い回しが変わっておりますので、確認していこうと思います。

この「(1)理解する」の説明ですが、「自分らしい暮らしの実現のため、障害者やその家族が選択できる候補が充実するよう、また、当事者の選択が地域において受け入れられ、尊重されるよう、障害に対する理解を広め、地域における相互理解を深めます。」という文章を入れてあります。

この中項目を少し見ていこうと思うのですが、続いて57ページ目は「(2)守る」という中項目が出てきます。「一人ひとりの相互理解のもと、障害者やそ



の家族の意思を尊重し、希望する暮らしを実現することができるよう、権利擁護を充実し、選択の後押しを行います。また、安心した選択ができるよう、差別解消や虐待防止に取り組めます。」という御説明を入れていこうと思っております。

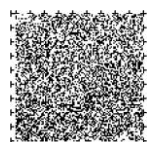
この項目で言うと、59ページ、施策の番号で20、21、22とあるのですが、この22、23が次期計画の中での新しい施策として出てくるもの、「新規」と記載しております。

それからページが進んで、61ページ、「(3)つなげる場をつくる」という中項目、「障害者や介助を担う家族が、目的などに応じて居心地のいい場所を選択し、安心して参加し、過ごすことができるよう、身近な地域の中においてちょっとした相談や交流をもつことができる多様な場づくりを進めます。」ということ。

続いて62ページ、「(4)連携して支援する」という中項目です。「障害者本人が、数ある保健・福祉等のサービスの中から適切なものを選択し、自らが希望する暮らし方を実現できるよう、多機関・多職種連携のもと、多様な担い手からなる選択をサポートする体制づくりを進めます。」と考えていきます。

またちょっと中項目見ながら進んでいきますが、65ページが「(5)安心できる暮らしを確保する」、「当事者参加のもと、災害時や緊急時の支援体制を確立し、障害者の『安心して暮らせる』選択肢を充実させます。また、安心した暮らしは『健康であること』が大切な視点となるため、障害者が『健康であること』を選択する環境づくりを進めます。」というように考えていこうと思っております。

それから70ページが「(6)望むライフスタイルを実現する」と。「障害者のラ



イフステージや状況に応じて、当事者が希望する暮らし方を選択できるよう、住まいの場の多様な選択肢を充実させるとともに、地域での自立した生活を継続させることができる支援体制づくりを進めます。」と。

その下にもちょっと薄い字で下線が入ったところ、こちらも今回付け加えた61という施策、こちらも今回変わっている部分です。御確認いただければと思います。

それから、71ページの67という施策には地域移行の支援というところがあって、当事者の意向も踏まえていこうというところも少し変わってきています。

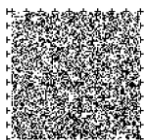
それから73ページ、「(7)毎日の暮らしをサポートする」、「在宅生活を支える保健・医療・福祉サービスを充実させ、障害者や介助を担う家族が状況に適したサービス希望するサービスを選択し、利用できる環境づくりを進めます。」ちょっとこれは日本語が変なので、また見直していきます、すみません。

進んでいきます。78ページが「(8)出かけやすい街をつくる」です。「障害者の社会参加を制限することがないように、多様な移動手段や移動支援サービスを提供するとともに、障害に配慮したまちのバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進め、外出の選択肢の充実化を図ります。」と考えていきます。

その下、94の施策の移動支援事業のところも少し考え方を加えているものがあります。

それから81ページ、「(9)いつでも相談できる」という項目、「障害者や介助を担う家族の悩みに応じた的確なサポートを行えるよう、相談窓口の選択肢を増やすとともに、相談内容に応じて希望するサービスや必要とするサービスを選択し、利用へと結び付く支援を行います。」というものです。

めくって82ページの109という項目の、若年性認知症の方への支援も新規で



今回から入ってきています。

ページ進んでいきます、85ページ、「(10)家族を支援する」という項目、「介助の負担を軽減するサービスを提供することにより、障害者を介助する家族の余暇時間や就労機会を確保するなど、介助を担う家族の暮らしの豊かさを向上させる選択を支援します。また、介助を担う家族が休息をとりやすくなるよう、家族会の活動支援や周知を行います。」と考えていきます。

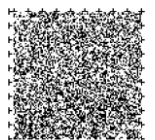
86ページ、124にヤングケアラーへの支援、こちらも新規でまた出てきます。

87ページが「(11)サービスの質を向上する」と、「障害者やその家族が安心して希望するサービスを選択し、利用することができるよう、事業所が提供するサービスの質の向上を図るとともに、介護に携わる人材の確保に取り組めます。」と考えていきます。

中項目をもっと続いて見てまいります、92ページ、「(12)望むワークスタイルを実現する」と、「障害者が自らの適性に合った就労を選択することができるよう、業種・職種・就労形態等、多様な働き方を確保するとともに、継続して働き続ける支援を行います。」と書いています。

95ページにお進みください。「(13)みんなで学ぶ・楽しむ・考える」、「すべての子どもが、自身の有する可能性を最大限に伸ばし、自分らしい未来を選択できるとともに、一人ひとりがお互いの理解を深め人格を尊重し合えるよう、インクルーシブ教育の充実に取り組めます。また、生涯学習、文化活動やスポーツを行う環境を充実させ、障害者の自己実現を支えます。」というところです。

次が100ページ目、「(14)情報取得・発信手段を確保する」です。「障害者や



その家族が、数あるサービスの中から状況に合った適切なサービスを選択するためには、当事者が希望する情報を適切に得られる環境にあることが重要です。そのため、アクセシビリティに配慮した情報発信を行うとともに、障害者の情報取得・発信能力の向上に取組み、コミュニケーション促進や相互理解につなげます。」と。

中項目が14で以上ですので、こんな形で第4章が入ってきます。

102ページを御覧いただきますと、一番最後177で、今この状態では、この第4章には177項目の施策が入っています。新規の施策、それから従来からあったもの、それから一部書きぶりを拡充というような形で書いているものがありますが、それぞれ御覧いただければと思います。

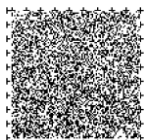
こんな形で、今日は第4章を細かく見ておりますが、御確認いただければと思います。

あと第5章、104ページ、計画の推進体制とか、これ以降には特段の変更はありませんが、一部書き込みがあるかもしれませんが、それは御確認いただければと思います。

長くなりましたが、資料2-2の素案が今ここまでできているというところで御紹介しました。ひとまず御説明は以上です。

○部会長 御説明ありがとうございました。かなり細かいところまでの確な修正をしていただけたと思いますが、今の御説明、それから事前に送っていた資料を御覧になったところで、委員の皆様、御質問や御意見おありでしたらお願いをしたいと思います。オンライン参加の方もどうぞ。

○委員 よろしく申し上げます。2点ほど気づいた点について指摘させていただきます。



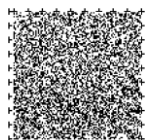
1点は、「介助を担う家族」という言葉が何か所か出てきているのですが、(10)の家族を支援するということは、「介助を担う家族」というのは、それほど文脈に気になることはないのですが、それ以外のところに「介助を担う家族」ということが何回か出てきている部分があって、この「介助を担う家族」ということが少し独り歩きする可能性がないかを懸念するというので、このあたり、その「介助を担う家族」とされた、もし何か意図があれば教えていただければということが1点。

もう一つ、(13)のみんなで学ぶ・楽しむ・考えるですが、確かに教育ということによって自分らしい未来を選択できるようにということですが、確かに自分らしい未来ということを選択するために今我慢しろよというような形にあまりならないようなところで、未来もそうですし、今もということで、そういったニュアンスが含まれるとよいのかなと思ったというようなことで、後半のほうの指摘は、まあ、指摘とさせていただいて、先ほどの「介助を担う家族」というようなことが全体的に出てきているというところの、少し意図ということがもしあれば教えていただければとお願いできたらと思います。

○部会長 委員、大事な御指摘をありがとうございます。では、最初の「介助を担う家族」というような書きぶりのところについてお願いします。

○障害施策推進課長 そうですね、中でこの原稿を書き進める中で、あるいはこれまでいただいている意見の中でも、なかなか家族のことをどう御案内、御紹介していくかは難しい面があるなと思って考えてきたところもあります。

気をつけなければいけないなと思っていたことは、障害のあるお子さん、あるいは障害のある大人を、家族が介護、介助をして当たり前のようなニュアンスが入ってはいけないので、そこはまず気をつけなければいけないなというよ



うなことは思っていました。そんなことを考えて中で話をしながら、今このような書きぶりになっているという状況です。

ただ、まだ十分に、きちんと言い回しがうまくできているか、少々自信がないところもありますので、ぜひ皆さんの御意見をいただきながら、またもう少し工夫をしていければと思っています。

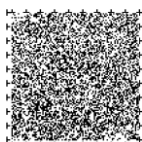
○部会長 ありがとうございます。では、まずこの1点目ですが、家族が介助や介護を担うのが当然と思われぬようにという御配慮で、ところどころにこの「介助を担う家族」を入れているということでしょうかね。このあたり、御家族のお立場の委員の方、何かお気づきのことがあれば御発言いただけるとありがたいかなとも思いますが、いかがでしょうか。

委員としては、このように「介助を担う家族」と書かれてあるほうが、かえって何か制約しそうな印象を受けるということでしょうかね、すみません、お願いいたします。

○委員 ありがとうございます。今、課長がおっしゃったとおり、御説明の趣旨はとても大事だと思っていて、それに見合った適切な記述ができればということ、私も、変えにくかったというところが、何か所か出てくる中で、御説明の趣旨と少し違う解釈になりかねないなというところの点を少し気にしておりますので、御説明の趣旨のとおり理解できるように内容を詰めていただくとありがたいなと思っております。

○障害施策推進課長 ありがとうございます。改めて点検をして、修正すべき点は修正していきます。

○部会長 ありがとうございます。そうしましたら、御家族が介助や介護を担うものではない、それが当然ではないという本来の意図にうまく適合したよう

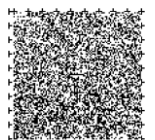


な表現に修正してくださるということですので、ちょっとここはまた事務局にお願いしたいと思います。

では2点目の、夢はというのが、未来もだけれども、今もという御指摘ですので、このあたりは、また表現を工夫していただくことでよろしいのか、それとも委員のほうで何かこんな修正をしたらという御提案がございましたらお願いしたいと思いますが……。

○委員 それでは私のほうから、今の文章の中でどう修正するかは、もしちょっとお時間をいただければとは思っているのですが、自分らしい未来を選択することができるよという部分ということはもちろん大事なことなのですが、ただ、やはり今持てる力というか、今ある力というところを最大限活用する中で、日々の学習とか生活ということをしていくということを考えていくとすると、自分らしい未来を選択ということが、かなり前面に来ると、そのために日々の、つらい毎日は、まあ、受け入れてみたいな話になると、ちょっと何となく趣旨としてどうかなということがあったので、よい文章を今直ちにということではなくて大変恐縮ですが、少し心配したということだけ、ここでお伝えできればということだとどめさせていただければと思います。

○部会長 委員、ありがとうございます。委員が御心配されているところは、多分会場にいらっしゃる皆様も事務局も、よく伝わったと思いますので、では、このあたりの表現の工夫は、また事務局にお願いしておいてよろしいでしょうか、すみません、恐縮です。ちょっと表現を工夫してくださるということですので、では、今、委員が御指摘くださった2点については、事務局に検討をお願いするということによろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。



それ以外のところで、では委員、どうぞ。

○委員 質問と意見が3つございます。78ページの94、移動支援事業について、障害を通してというのがありますが、聴覚障害は入っていない。最近では、まあ、よく聞く話なのですが、聞こえない子どもたちを持つ親が、特に負担が大きい、小学4、5年生までは親が毎日一緒に学校に引率しなければいけないということで、親が大変、共稼ぎの人はそういうことができないということで、聞こえない子どもにも少し御配慮いただけたらと思います。

あともう一つ、盲聾者も含まれているのかというところの御検討をお願いしたいと思うことが1点。

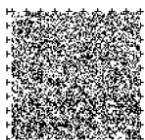
2点目が97ページの159、パラリンピックの普及活動について載っていますが、2年後、パラリンピックではなくてデフリンピックが開催されます。パラリンピックは聞こえない方は含まれません。デフリンピックのことも載せていただけたらと思います。

3点目については質問になるのですが、67ページ、47のコロナの新興・再興感染症対策の意味が分からないので教えていただきたいと思います。

以上3点になりますが、お願いいたします。

○部会長 委員、ありがとうございました。まず1点目が移動支援の関係で、子どもたちの通学の支援というあたりが、聞こえない子どもについて出てきましたが、これは、移動支援は通学には使えないみたいなことと関連してくるのか、すみません、事務局、御説明を、それから盲聾の方の移動についても御指摘がございましたが、まず……。

○障害施策推進課長 ページ順で67ページの新型コロナ関連の施策のところですが、これは健康企画課が所管しておりまして、今日オンラインで健康企画課



は入ってきていないのですが、保健所の健康推進課長のほうでオンラインで分かればと思うのですが……。

○健康推進課長 健康推進課長でございます。お世話になっております。再興感染症のところですが、詳しくはちょっと私のほうではお答えできないので、確認してからお答えさせていただきたいと思います。以上です。

○委員 はい、承知しました、大丈夫です。

○障害施策推進課長 今、保健所のほうから話があったように、では、確認してまた情報提供させていただければと思います。

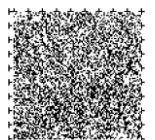
それから78ページの94、移動支援事業のことについて御質問、御意見をいただきました。現在の制度、区の事業としての移動支援事業ですが、現時点では聴覚障害の方、あるいは盲聾の方は対象になっていないものですから、この94という施策の中身としては、現在の事業を強化していきたいというような書きぶりになっているものですから、その対象となる方の拡大などについては別の検討となるかなと思いつながりながら聞かせていただきました。また改めて検討させていただきます。

○委員 承知しました。

○障害施策推進課長 それから97ページの159、パラリンピック関係のところも、2025年のデフリンピックのことで御意見をいただきましたので、何らかの形で触れることができるよう、ちょっと調整をしたいと思います。御意見ありがとうございました。

○部会長 委員、よろしいでしょうか。

そして、今のコロナの新興・再興について調べてくださるということですが、多分この表現では読んだ人が分かりにくいので、すみません、もちろんお



考えいただいているでしょうが、修正もお願いをしたいと思います。

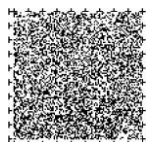
それでは委員、お願いいたします。

○委員 ありがとうございます。同じく78ページ、94、移動支援事業の実施に関してですが、まず冒頭から目を通して、今回の重点取組の1番目に医療的ケア児（者）の支援が盛り込まれているので、その視点で眺めたときに、移動支援事業にはその医療的ケア児（者）のことが触れられていないなということがちょっと引っかかりまして、それと同時に、先ほど盲聾者の方も同じように感じていらっしゃるという意見がございました。

それで、この移動支援事業は世田谷区さん独自の範囲がおありだと思うので、どの程度まで移動支援が利用できるのかをちょっと確認していない上での発言ですが、この94を読んでいくと、「ライフステージに応じた様々な体験のための移動支援の強化に取り組みます。」と読んだときに、障害に関わらずいろいろなライフステージに応じた体験のために出かけたというニーズはあると思うのです。

それが、特定の障害だけが文言として、視覚障害、知的障害等で限定されてしまうと、何だかとてもがっかりした印象を受けてしまったので、むしろ制度的に使えない方々がいるのであれば、表現の仕方として限定しないで、ちょっと「障害のある方々が」というように包括的な言葉で一くくりにしたほうが、がっかりされる方が少なくなるのではないかという印象、感想を持ちました。

あと、この94の移動支援事業の実施というのは、大項目の2の安心して暮らし続けることができる地域づくりの(3)つながる場をつくる、「ちょっとした相談や交流をもつことができる多様な場づくりを進めます。」と直結していると思うので、やはりすごくその交流をする場をつくるのだという、その次に、で



は法的、制度的に何があるかというところ、移動支援とつながってくる、とても大切なところだと思うので、今同時に2名の委員が着目したというところもあると思うので、ちょっと検討していただきたいなと思いました。

○部会長 委員、大事な御指摘をありがとうございました。ここは制度の中身にもよるのかとは思いますが、お願いします。

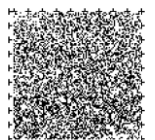
○障害施策推進課長 御意見ありがとうございます。今ある移動支援事業というサービスを御紹介しながら強化していきたいという御説明の書き込みになっておるのですが、おっしゃるように移動の支援が必要な方々はたくさんいらっしゃるって、包括的な、何でしょう、区が言っている移動支援事業の活用だけではなくて、移動の支援が必要な方々のトータルの意味での支援をどうしていくのかと言うのでしょうか、そういう観点からの記載ができればというような受け止めをしましたので、その辺はまた検討をさせていただきます。

現在の移動支援事業という事業自体は、基本的には国が枠組みを決めながら、自治体ごとにやっているような事業ではあります、財源その他、国の考え方もあるにはあるのですが、今日御意見をいただいておりますように、移動の支援が必要な方々がいらっしゃることは確かですので、この辺はどう考えていけるかは、中でももう一回考えさせていただきます。ありがとうございます。

○部会長 ありがとうございます。

健康づくり課長からちょっと補足説明をしていただけるということですので、お願いいたします。

あと、ごめんなさい、さっきの移動支援関連ですが、多分この移動支援事業は、地域生活支援事業の中の移動支援というかなり特定のサービスについて言



っているのですが、でも、やはり確かにここで出かけやすい街をつくるという項目の中だと、移動するための支援と大きくくりで捉えられる可能性もあるかなと思いますので、何かそのあたりをもう少し厳密な書き方をさせていただかないと、世田谷区としては非常に矛盾することになってしまうということなのかなと、すみません、今……。

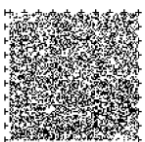
どうぞ、補足していただけますか。

○委員 度々すみません、今、部会長様がおっしゃったそのもので、最初にこの目次を見て、2.安心して暮らし続けることができる地域づくり、(8)出かけやすい街をつくる、「外出のハードルを下げる」から78ページに飛んで、それで自分は移動支援に追っていったわけなので、恐らくその地域支援事業の知識のあまりない区民の方は、同じようなルートで移動支援のところをお目通しされるのではないかなと思います。

あと、すみません、長くなってしまっって申し訳ないのですが、どうしてこの「出かけやすい」のところの目次に目が行ったかというと、小さなエピソードですが、先日、自分が、インコと犬を飼っているのですが、インコを、きれいな鳥をケージに入れて、鳥籠に入れて獣医師のところ連れていった帰りに、私は鳥籠と犬を連れて神社の中を歩いていたら、初めて見かけたのですが、医療的ケア児のお子さん2人が、2人に対して4人のナースをつけてお散歩に出ているんですね。

それでナースの方々が、「あっ、鳥さんと犬が来たよ、わあっ」と言って、車椅子を押して近づいて来られたんですよ。それで私、鳥籠を見せたら、その医療的ケア児のお子さんが本当にうれしそうに笑ったんですね。

そういうことがちょっとした交流であって、障害のないお子さんは、しょっ



ちゅう私がそのように歩いていたら、「ああっ」と近づいて来るんですよ。そういうことができない状況があって、その子たちが通っている通所先は目と鼻の先なのですが、それでも4人の人手が要る、ナースが要るという状況の中で、やはり外出のハードルが高いのだなということを実感したので、なおさら、今日を通したときに、「外出のハードルを下げる」に着目をしたので、恐らく同じニーズ、そういう経緯での発言だったということです。

すみません、長くなってしまいました。

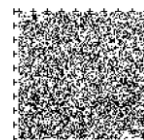
○部会長 今、委員から御自分の貴重なエピソードを御紹介いただいて、やはり移動支援の重要性みたいなものが再認識できましたので、ありがとうございます。

そして、今、課長、御発言いただけるということですが、よろしいでしょうか、お願いいたします。

○健康づくり課長 玉川健康づくり課です。先ほど御質問があった新興感染症・再興感染症について簡単に御説明いたします。

新興感染症というのは、最近になって新たに出現した感染症を指していて、皆さん御存じの新型コロナウイルス感染症とか、2002年に中国等で問題になったSARSとか、2012年に中東で問題になったMARSなども新興感染症と呼ばれます。

一方で再興感染症というのは、以前から出現していた感染症が、環境変化などによって再度流行するものを申しております。例えば、最近、日本でも非常に患者数を国がチェックしている結核などが非常に蔓延している地域などもあって、そういったものが昔からある感染症ですが、また改めて流行するものを再興感染症と呼んでおります。以上でございます。



○部会長 御説明ありがとうございました。考えると、多分そういうことだろうとは思いますが、やはりこの名称でぱんと出すのは、市民にとっては理解がいかないかと思imasuので、今、委員が御指摘くださいましたが、ぜひ分かりやすい表現でお願いいたします。ありがとうございます。

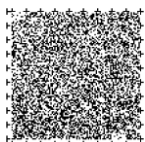
委員、どうぞ。

○委員 138、保護的就労の見直しの件について、8月28日、資料4の1ページで御回答いただき、ありがとうございます。現行のノーマライゼーションプランにおいても既に再構築の取組が図られているということは存じ上げませんでした、失礼いたしました。いただいた回答の件で、今の私どものことを説明したいと思imasuして、発言させていただきます。

現在、娘は青鳥特別支援学校、世田谷区にある知的障害のある子の学校の普通科に通っております。この下から3行目に「本事業を希望する方が少ない現状」とありますが、今、娘が通っている学校では、実習を希望する生徒が少なからず存在します。学校のほうでも希望した生徒さん全員を送り込むこともありませし、また、実習をした際にも、かなり絞られて、断られてしまう場合もあります。希望者が少ない現状とありますが、利用調整の申し込みの前に学校や実習先でふるいにかけていることをどうかご承知おきください。

それで、今、普通科の就労先は、職能開発科ができてかなり減ってしまっています。新しい就労先がなかなか増えていかないような状況です。普通科からの就労先として、一般就労、企業就労の新しいところは、ここ何年か増えていることがほとんどないんです。

それで、普通科の生徒が就労するに当たり、やはり保護的就労はとても、何というのでしょうか、企業に就職できるレベルではない、達していないお子さ



んと、あと、B型の作業所に通うには、もうちょっと余力があるようなお子さんの就労先として、とても有効な事業だと思imasuので、今後も引き続き事業の見直しをする際に、今の状況を含めて御検討いただけたらと思imasuので、よろしくお願ひします。

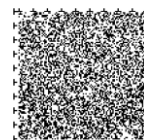
あと、この回答に書いていただいている「就労継続支援A型・B型などの就労系サービスが始まり」とありますが、A型の施設について、世田谷区で、今現状、ありますでしょうか。それと、今後増やしていくようなことはお考えになっているかどうかお尋ねしたいと思imasuので、よろしくお願ひします。

○部会長 委員、保護的就労と、特に継続Aの状況についてですが、お願ひします。

○障害者地域生活課長 御意見ありがとうございます。まず保護的就労ですが、こちらのほうを、保護的就労をなくすとか、そういう話ではなくて、今、法内のこういったサービスがある中で、保護的就労をどういう形でやっていくことがよいのかは、やはり見直していかなければいけないのかなというところはあります。

もともと保護的就労もある程度年数を就労したら、一般就労のほうに移行していただくという制度ですが、なかなか今そうならない部分があったり、ちょっといろいろ違ってきている部分がありますので、再度どういうものがよいのかは、実際にやっているところ、外郭団体等でやっておりますので、そういうところと相談しながら考えていければと思っているところです。

就労系の継続支援のA型・B型のほうですが、B型は多分お分かりだと思imasuのですが、A型は基本的には契約を結んで、普通の最低賃金を確保されて働いていくという形になっていくので、かなり企業に近いような形になっていま



す。

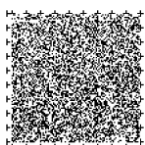
ただ、やはりその数が少なくて、世田谷では1か所のみなんです。やはり就労できる方は一般就労していくのですが、ただ、なかなかそこに合わないという方も中にはいらっしゃるというところで、A型も、どういう形でやっていくのがよいのかは考えていかなければいけないところだとは思っています。

ただ、実際に就労移行とか、そういう就労につながるようなところが、今利用者のほうが少し減っているようなところもあったりして、ちょっと今後どういったところに力を入れていくのかは考えていかなければいけなくて、就労B型は、今ちょっと空きがあるのですが、今後増えていくのではないかという形にはなっているのですが、ちょっと現状と考えるながら方針を立てていければと思っています。

○部会長 では、現状の様子を見ながら就労の支援については検討して下さるということですが、特に今の時点で委員からこの点をということは、先ほど保護的就労のこともおっしゃいましたが、さらに補足していただけるようなことがございましたら。

○委員 最近、通っていらっしゃる方からお聞きした話ですが、民間の就労移行支援の施設がどんどん就労移行支援をやめていくということを何件か聞きますので、区立のほうでは続けていただいているのですが、これからも就労に続くような支援に取り組んでいただけたらと思っております。よろしくお願ひします。

○部会長 ありがとうございます。確かに就労移行のところが減っていったというような情報は、ほかのところでも聞くのですが、世田谷に関しては特にそのようなことはありませんか。ぜひ、そこは大事だからという栗本委員の



御意見……。

○障害者地域生活課長 今お話がありましたように、やはり就労移行支援を利用する方は減っている状況があります。ただ、就労された方が定着するようになるとか、様々な就労の仕方がありますから、どういう就労の形がよいのかは一つの形だけではなくて、法内、法外含めて、どういう就労の形がよいのかは今後考えていかなければいけないかと思えますし、就労された方が働き続けられるような支援は、今後も続けていく必要があるかとは思っています。

ただ、就労移行の定員、今なかなか入らないという状況もあるので、そこを増やしていくというようにはなかなかいかないというところがあることは現実かなと思っています。

○部会長 それでは、また何かお気づきのことは、どんどん担当の課にお話ししていただけたらよろしいかと思えますので、お願いします。

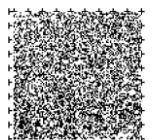
○委員 分かりました、よろしくお願いします。

○部会長 それでは、プランの修正点等について、まだ御発言しそびれている委員はいらっしゃいますでしょうか。

○委員 73ページの「(7)毎日の暮らしをサポートする」ですが、次の次、75ページの79、機能訓練・生活訓練の実施ですが、私たちの子どもは肢体不自由を含めて重心児、重症心身障害児者、やはり身体の機能が全くないのですね。

そして、それが全く見込めないかと言ったら、訓練することで少しでも、一つずつでもできることが増えるということで、やはりこれはとても重要なことだと思うのです。

82の障害児通所支援施設の整備誘導で、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスのほうにそういうところを確保できるように誘導するということで



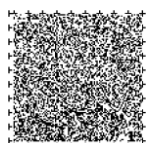
あろうと思うのですが、子どもが重症児、また肢体不自由児が全てこういう事業所さんに通うことはなかなか可能ではないとっていて、特に医療的ケアがありますと、放課後等デイサービス等は、もう事業所のほうが受入れができないというところ、充当していないというところも十分把握していらっしゃると思うのですが、やはりそうなると、通っていない人は訓練ができないという現状があるのですね。

なので、やはりこの機能訓練、就労するところの訓練ばかりでなく、やはり未就学の時だけとか、そういう限定ではなくて、やはり生涯を通して訓練を受けられるような環境に整備していただきたいということが1点です。

その前のほうで、62ページの(4)連携して支援するで、やはりいろいろな機関、病院等との連携もあると思うのですが、やはり訓練となると理学療法士さんなど、そういう専門職のところと連携すると、私たちのような障害を持った子どもたちというのは、聞こえない方は、少しでもそういうものを表現できるようにとか、歩けない人は動けるようにとか、やはり訓練ということはとても必要かと思しますので、そういうものをちょっと盛り込んでいただけて、御検討いただければと思います。以上です。

○部会長 委員、ありがとうございました。事務局のほうで今の御意見について何かコメントございますか。

○障害施策推進課長 そうですね、特にお子さんのほうで機能訓練、あるいは障害の方でも、ある時期、訓練が非常に大切な時期はあるのだろうということはもちろん承知をしています。一方で、生涯を通じて常に、ずっと訓練を続けていくことの是非なども様々意見があるのかなというところなので、その辺はもう少し考えるところはあるのかと思ひながら、今、意見はお聞きしました。



何でしょう、訓練が必要な時期がある一方で、その訓練と言うよりも、違った形で何か体を動かしたり、社会とつながったりというようなこともある、まあ、その辺はどうバランスを取っていくのかなというようなところも考え合わせていくところかと思っておりますので、また検討させてください、ありがとうございます。

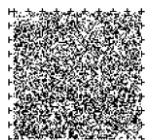
○部会長 コメントありがとうございました。本当にそこら辺のバランスは、やはり御本人がどう考えていらっしゃるかなども含めて、またぜひいろいろお気づきのことをお願いいたします。

ほかに。では委員、どうぞ。

○委員 時間がないときにすみません。計画に書いてあるとか書いていないとか、いろいろあると思うのですが、ここに書いていないこととかいうか、例えば先ほどから移動支援にしても、制度自身の拡大、拡充とかということを指摘がありましたね。

そして、今検討しているのは3年間の計画ですよね。ということは、既存の制度に関して見直すかどうかは、計画に書くべきことなのか、計画に書いていないからやらなくてもいい3年間になりがちだとすれば、書かなければいけないのではないかなと思うわけですよ、拡充するとか見直すとかね。

特に思うのは、78ページの92にタクシー券のことが書いてあるけれども、諸物価高騰の折、タクシーの料金も若干変動してくる中において、こういう金銭的給付みたいなものを常に見直していきますとか、そういうことを書くものなのか、それは当たり前に行っていくことだから、書かなくてもやるよというものなのか、何か今日のいろいろなやり取りを聞いていると、制度自身が抱えている現状の問題、課題がある場合において、それは、いつ誰が検討すべきこ



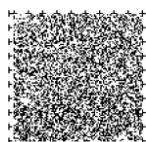
となのかが、ちょっと見えにくいなど、思うわけです。

やはり言いつ放し、聞きつ放しというのはあまり正しくないと思うので、そこは計画をつくるに当たって、僕たちはどう捉えていけばいいのか、区はどう捉えていけばいいのか、今ある制度、施策がばあっと書いてあって、それは続けてやっていきますということは分かるけれども、この計画の中で必要とされている拡充というものをどう反映していくのだろうと。

例えばインクルーシブな教育とよく言いますよね。では、今日も光明学園の校長先生がいるけれども、ああいう学校というのは、行く行くはなくなっていくことがインクルーシブなのか、障害児が普通学校に通うことがインクルーシブというようなイメージを僕などは持つてしまうのだけれども、それはもしかしたら一方通行な話であって、健常児が光明学園や青鳥特別支援学校で学ぶようなことを目指していくことが、今考えているインクルーシブ教育なのか、僕は一番分からないことです。インクルーシブを日本語にすると包摂、あまり聞いたことがない言葉ですが、教育に例えたときに、何を目指していくのかなということがちょっと分からなくて…。そもそも計画自身を僕たちはどう捉えればよいのだろうなということを、ちょっと感じたので、しゃべりました。すみません。

○部会長 委員、ありがとうございます。最後に教育のこともおっしゃいましたが、これはちょっと置いておいても、要するに、ここに書いていないことだけれども、制度の拡充とか見直しが必要なことはどういう位置づけになるのかということですかね。

○障害福祉部長 すみません、では、障害福祉部長です。ちょっと全体的なところのような感じでしたので、少し発言させていただくと、この計画自体、計



画の重点的な取組とかいろいろやっていますが、究極どれを目指すのかについて言うと、今、目標、究極、では、全員が好きなところで学べる、そういう環境を目指しますと言って、では、この3年間でそれが全部実現できますというわけでは多分ないと思っています。

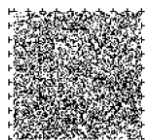
そして、そこに向けてどうやって進んでいくとか、そのようなところを含めた基本的な考え方を書かせていただいて、計画として実行していると理解しています。

そして、制度ですし、これは後ろのほうに計画の進捗管理というのがありますが、PDCAということで、この計画の中で言っていたこと、現時点、正しいかもしれないけれども、実は来年になったらそれは変わってしまうとかいうことも発生してくるので、計画は常に見直ししながら、次の計画に向けてどうするかを考えていきます。

そういう意味で言うと、制度の見直しは常にやっていきますし、必要なことであれば、では、この計画に全部載っているのかということ、載っていない部分も、例えば来年、制度が変わりましたと言ったら変わるということはあると思っています。

その中で特に今回大事にしたいなと思ったことは、視点として、選択をするということ、全体を通して、これは皆さんにもそうですし、意識してもらうことが大事だと思って、この計画に書くことにしました。

今まではそういう言葉がなかったので、今までやってきたことはそれでよいのだと思う人も中にはいたと思うのです。でも、この選択をするとか選択をしたということを入れたことによって、今自分がやっていることは、今支援をしている人、もしくはこの仕事で選択を本当にできているのかとか、そのような見



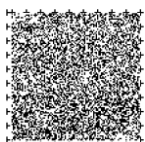
直しのきっかけに必ずなると思っています。

そして、これは常に見直していく、「書いたから終わり」、「それをやればよい」ではなくて、見直すための、そのエッセンスというか、必要なことかなと思って書かせていただきました。なぜなら、それは選択肢が人それぞれ違いますし、将来にわたって同じ選択肢が全て続くということでもないと思うので、常にちゃんと見直しをしてしっかりやっていくのだよということの意図も込めて、ちょっと今回の計画の中では入れています。

教育に関しても、ちょっと究極目標はどうなんですかということは申し上げましたが、でも、そこに至る過程も大事ですし、逆に、今皆さんの中には、では、急に特別支援学校、特別支援学級がなくなってしまうたら、それは大変だと思う方も当然にいらっしゃるわけで、そういう意味では、一旦そういう選択をできるような状態をつくっていく中で、やはり皆さんの思いが成熟したり議論が成熟したりして、環境も整って、自分が選ぶところに通えますよという状態になるのは、それはよいかかなと思っています。

でも、「数が少ないから必要ではない」ではなくて、その人が望むのであれば、今の現行の制度だって、やはり必要なものだと思いますし、国連が勧告したことも、当事者抜き、自分たちの気持ち抜きで語らないでくださいと言われたのと同じなので、その当事者は一人一人、皆さん御意見も違うでしょうし、皆さんが一人一人当事者なので、そういう意見になるべく寄り添っていけるような形になることが、将来的に理想かなと思います。そのためには常に選択を考えながら見直しを考えていく、そのことが大事ではないかと思っています。すみません、ちょっと長くなってしまいましたが、以上です。

○部会長 ありがとうございます。ということで、本当にこの計画に書いて



あることだけではなく、状況に応じて柔軟にいろいろな対応をしてくださるといふことですので、今、委員が大事な御指摘をいただいたことで、私たちもこの計画、本当に常に、これでかっちりではなくてという姿勢を改めるきっかけになったかなと思います。ありがとうございます。

それでは、今、大事なこともお聞きしましたので、本日もう一つ報告事項ということで、手話言語条例について準備をしていただいていますので、この御説明を事務局にお願いしたいと思います。

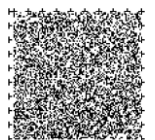
○障害施策推進課長 資料3を御覧ください。(仮称)世田谷区手話言語条例(素案)についてです。あまり細かく読み上げませんが、主旨は御覧いただき、2のこれまでの経過、こんな形で進んできたというところでお読みいただければと思います。(骨子案)をつくって、6月にパブリックコメントを行いました。そして今、その条例の素案まで来ているというところでの御報告になります。

その紙の一番下のほうへ行って、「骨子案から素案への主な変更点」を御覧ください。「前文に、手話を必要とする乳幼児から高齢者までの様々な世代の人々が地域で安心した生活を送るための環境を整備していく必要性を明記」しました。

「手話の普及啓発のため、言語的障壁及び文化の違いに関する知識を培う機会を設けるよう努めることを明記」しました。

次が「手話を用いた情報発信に関する項目に、手話による意思の表明について追記」をしています。

次のページです。こちらのパブリックコメントの結果というような記載です。その6月に区民意見募集、パブリックコメントを実施して、意見提出は30



件ございました。方法としては区のホームページから、あるいははがき、手話を録画した動画による意見提出もありました。

30件の内訳を見ていくと、記載のとおりですが、分類してみると41件となっています。

その下、(3)で代表的な意見と区の考え方で、次のページにかけて幾つか御意見を御紹介しています。

1つ目が手話通訳者の養成とか待遇の改善に努めてほしいという御意見をいただいております。

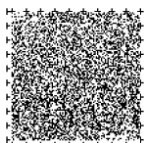
2つ目、災害時のことですね。スマホが使えない場合もあるので、避難等の情報伝達に限定した手話の会得を目指すことを検討してほしいという御意見をいただきました。

それから次のページ、言語としての手話の関係です。こちらはやや否定的な意見ですが、「手話が一つの言語であるという認識の下に行うことに違和感を持つ」という御意見です。またその下、「国語でかなや漢字を習うように手話を習うと考えた方が万人に受け入れ易いと思う」という、やや独特な意見をいただいております。こういった意見もあるという御紹介ですね。

その下、情報コミュニケーション関係では、A Iの手話のことの御提案もいただいていると、このような形で、こういう否定的な意見、主ではないのですが、こういった御意見も届いているということで御紹介しております。

その下の「5. 条例に基づく重点的な取り組みについて」ですが、手話を必要とする方が手話を使いやすい環境の整備に重点的に取り組んでいきたいということを考えていきます。

その下の6. 今後検討している主な施策の例というところで幾つか挙げてお



ります。このようなことを順番にやっていけたらというようなことを考えています。

次のページ、今後のスケジュールですが、9月に（条例素案）を区議会に報告し、11月にはその（条例案）になります。その後、区議会定例会に御提案し、令和6年4月の施行を目指していくということで記載し、そういうスケジュールでやっていきます。

続いて、1点訂正がございます。ちょっと1ページへ戻って、先ほどの「5. 条例に基づく重点的な取り組みについて」の4行目、「中途失調者」と漢字が間違っていて、申し訳ありません、「失聴」に訂正させてください。

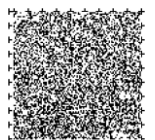
資料3-1は現在の条例（素案）の構成です。最初のページに前文があって、2ページ以降で（目的）やら（定義）、あるいは（基本理念）や（区の責務）という形で進んでまいりますので、中身については御確認いただければと思います。疑問点があれば御指摘ください。

それから資料3-2は、素案と骨子案の対照表で、こんな形で変わってきていますというところを御覧いただければと思います。

資料3-3は、パブリックコメント等と区の考え方で、A4横の形で開いていただくとあれですが、基本的には全件載せていまして、御意見と区の考え方ということで対照する形で表にしておりますので、こちらも御確認いただければと思います。資料の説明は以上となります。

○部会長 御説明ありがとうございました。手話言語条例について、ちょっと駆け足でしたが、御説明いただきましたが、御質問、御意見おありの委員の方、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。では、どうぞ委員。

○委員 世田谷区聴覚障害者協会です。今御説明いただいたことに少しコメン



トしたいと思います。区としていろいろと協議を重ねていただいて大変ありがとうございます。

以前、8月12日、手話言語フォーラムを行いました。300人以上の人たちが集まっていたいただいて、世田谷区の手話の条例の取組状況についての報告もしました。特に異論もなくスムーズに進んでいるということで、大変盛り上がった状況だと思っております。

この条例は、あくまでもスタートということで、聞こえない者たち、ともに暮らす社会を目指す、そういうスタートになると考えております。条例をつくっていただきたいということで、認めていただいて、そうやって活動を進めているという報告をさせていただきました。ありがとうございます。

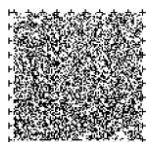
○部会長 委員、ありがとうございます。条例ができるのはスタートであって、これから、ともに暮らす社会を目指したいということですので、皆さん本当に今の委員のお言葉を大事に、これから進めていけたらと思いました。ありがとうございます。

あと、まとめ役をされた委員、何かあればお願いします、どうぞ。

○委員 こんばんは。皆さん、聞こえますでしょうか。ただいま御説明いただいた（仮称）世田谷区手話言語条例の検討委員会に関わり、協議をさせていただいております。4回ほど検討を進めてまいりました。

そして、手話は言語であるということを基盤に、それを広く周知し、共生社会を実現するための重要な手だてとして、聴覚障害の方だけにとどまらず、全ての世田谷区民の方がこれを共有していくことを目指して条例化していくことについて検討しているところです。

例えばライフステージに応じた手話の獲得、あるいは24時間、災害時も含め



て手話を必要とする方々のための、まさに支援の体制のようなことも想定しながら議論をしています。

身近なところでは、例えば聞こえない方の中で培ってきた文化的な要素みたいなところも、聞こえる方々にとっては、ふだんあまり御存じないこともありそうだとということであれば、手話そのものの普及と併せて、先ほどあったように文化の、まあ、違いと言うと変ですが、これまでに形成されてきた文化的な特徴のようなものも併せて共有できる機会を広げていきたいと、このような検討をしています。

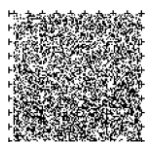
今お話があったように、条例ができておしまいではなくて、直後に直ちに取り組むこと、そして中長期的に、例えば手話通訳の確保の問題なども含めて検討していくというような観点でさらに議論をして、先般、素案について協議をしたところでございます。

お時間をいただきありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

○部会長 委員、ありがとうございました。先ほど、委員が言ってくださったことを、さらに強化していただくような大事な御指摘をいただいて、本当にスタートで、区民全体で、聞こえない人だけの問題ではないというようなところをまた再確認していきたいと思えます。ありがとうございます。

ほかにこの条例関連について何か御意見等おありの方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。すみません、ちょっと時間がなくて駆け足で進めています。それでは、その他ということで事務局、お願いいたします。

○障害施策推進課長 事務局から最後に事務連絡をさせていただきます。4点ございます。



まず、意見提出のお願いです。本日の資料に関する御意見や御質問を9月11日月曜日までにいただければと思います。提出方法は、添付の用紙でなくても、ファクスやメールでも結構ですので、事務局までお寄せください。

2点目は本日の議事録についてです。またこちらで議事録を作成いたしますので、御確認をいただければと思います。

3点目は次回の日程です。この協議会、今回は10月中旬から下旬頃の開催を考えております。また日時が決まりましたら御案内さしあげます。

4点目です。先日、皆様にメールでもお知らせいたしましたが、区のほうで今、福祉の関係、4つの計画が同時に動いております。この計画に関するシンポジウムを9月7日木曜日の18時半から玉川せせらぎホールで開催いたしますので、御都合つきましたら御参加いただければと思います。御案内させていただきます。事務局からは以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。

それでは今日、時間が限られているので、御発言できなかった委員の方もいらっしゃると思いますので、何か意見がありましたらば、どのような形でも結構ということですので、お願いをいたします。

そして、9月7日にシンポジウムが開催されるということですので、ぜひ多くの方に参加していただけたらということで、よろしく願いいたします。

それでは、本日の案件は以上で終了となりました。意見提出などのお話もいただいておりますので、これで障害者施策推進協議会は閉会させていただきたいと思っております。お忙しい中、遅い時間まで本当にありがとうございました。お疲れさまでした。

午後8時32分閉会

